

「(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場遊具等設置業務」 企画提案仕様書

1 委託業務名称

(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場遊具等設置業務

2 業務目的

本業務は、令和6年度において、市内の商業施設内に「(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場 (以下「交流広場」という。)」を開設するに当たり、必要な室内遊具等を整備することにより、子どもの健やかな成長と子育て世帯を中心とした市民の交流促進に資することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の翌日から90日間 (土曜日・日曜日・祝日を含む)

4 業務場所

岩手県大船渡市盛町字町10番地11

サン・リアショッピングセンター 2階 218号区画 (267㎡)

(位置、区画平面図は別紙のとおり)

5 (仮称) 大船渡市こども家庭センターの概要

(仮称) 大船渡市こども家庭センター施設構成

<p style="text-align: center;">【行政機能】 保健福祉部 (仮称) こども家庭センター</p> <p>子ども子育て関連の行政機能を市役所等からサン・リア2階に移転し、各種手続き・相談等の行政サービスを行います。</p> <p>子育て中には、楽しいことのほか様々な困りごとやお悩みがあると思います。そうしたご家庭に寄り添いながら、日々の暮らしがより良いものとなるようサポートしていきます。</p>  	<p style="text-align: center;">【交流機能】 (仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場</p> <p>雨の日や暑い日・寒い日でも、小さなお子様が遊べる屋内の遊び場や、パパママが交流できるスペースなど、自由に遊び・交流できる広場を開設します。</p>  
---	---

《施設のキーコンセプト》



遊び場をつくり × 憩いの場をつくり × 相談しやすい環境をつくる = 子育てにやさしいまち + 交流の増加と賑わい

- ★遊び…子どもが元気に遊ぶ場を作り、健やかな子どもの成長につなげたい。
- ★交流…パパママの憩い・コミュニケーションの場を作り、子育ての悩みや楽しさを共有してほしい。
- ★相談…相談員や保健師等が、一人一人の様々な困りごとに寄り添い、子育て家庭をサポートしたい。

子どもが元気に、パパママも笑顔に

こうした空間を創出し、子育て環境の充実につなげるとともに、まちなかに明るい雰囲気と新たな賑わいを生み出したい。

6 交流広場の利用想定

- (1) 面積 267 m²
- (2) 利用対象者 0歳から小学2年生までの児童及びその保護者
- (3) 利用料 無料
- (4) 利用時間 サン・リアショッピングセンターの営業時間に準じる。
- (5) 利用想定
 - ① 子どもの遊び
 - ② 子育て世帯のくつろぎ、交流
 - ③ 子育てに関する小イベント・セミナー等の開催
- (6) 管理人等 配置せず、フリーな遊び場とする。
- (7) 清掃 遊具は、平日及び土曜日、適宜、職員等による整理整頓や必要に応じて高頻度接触部位の消毒等を行う予定
床面清掃は、週2～3回程度、外部委託の予定（可能な限り自動運転の清掃機器を用いる）

7 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

- (1) 室内遊具の設置
 - (ア) 遊具（クッションマット等を含む。）の選定
 - (イ) 配置に関するレイアウトの作成
 - (ウ) 調達（製造を含む。）、搬入及び設置（安全対策を含む。）
- (2) 床材の設置
 - (ア) 床材の選定
 - (イ) 調達（製造を含む。）、搬入及び設置

※注釈

棚・ロッカー、ベビーベット、イス・テーブル、下足入れ、内装（壁材・サイン）、おもちゃ、絵本、その他各種機器・備品等、交流広場の運営に必要なその他備品等は、本業務の対象外とし、大船渡市において別途対応する。

なお、内装（壁材・サイン）のデザインイメージについては、空間演出上、提案を歓迎する（審査対象外）。この場合、見積書に記載する必要はない。

8 室内遊具の仕様

- (1) 設置位置
子どもの遊び場エリア（別紙レイアウトイメージを参照）
設置可能面積 約180 m²まで
- (2) 仕様等
 - ①利用児童の発達・発育にふさわしい遊具を配置すること。

- ②独創性があり、多様な遊びの提供ができる遊具や子どもが全身を使って遊べ、体力づくりやバランス感覚の養成ができるよう配置すること。
- ③遊具を使用し、親子の触れ合いや他の利用者との交流ができるよう考慮すること。
- ④保護者が子どもを見守りやすいよう、遊具の配置を考慮すること。
- ⑤フリーな遊び場であることに配慮した遊具とすること。
- ⑥遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2014）（（一社）日本公園施設業協会）を満たすもので、公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること。
- ⑥安全な利用を確保する観点から、柱等の障害物や動線の混乱による衝突を防ぐため、児童の年齢や特性にも留意するなど、安全領域を確保すること。また、必要に応じて衝撃吸収性を有する素材を敷設すること。
- ⑦遊具の素材は、使用期間が長寿命化するよう耐久性に優れるとともに、維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。

9 床材の仕様

- ①可能な限り耐久性に優れた素材とすること。
- ②維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。
- ③日常の清掃業務のしやすさとともに、利用の安全性に考慮すること。

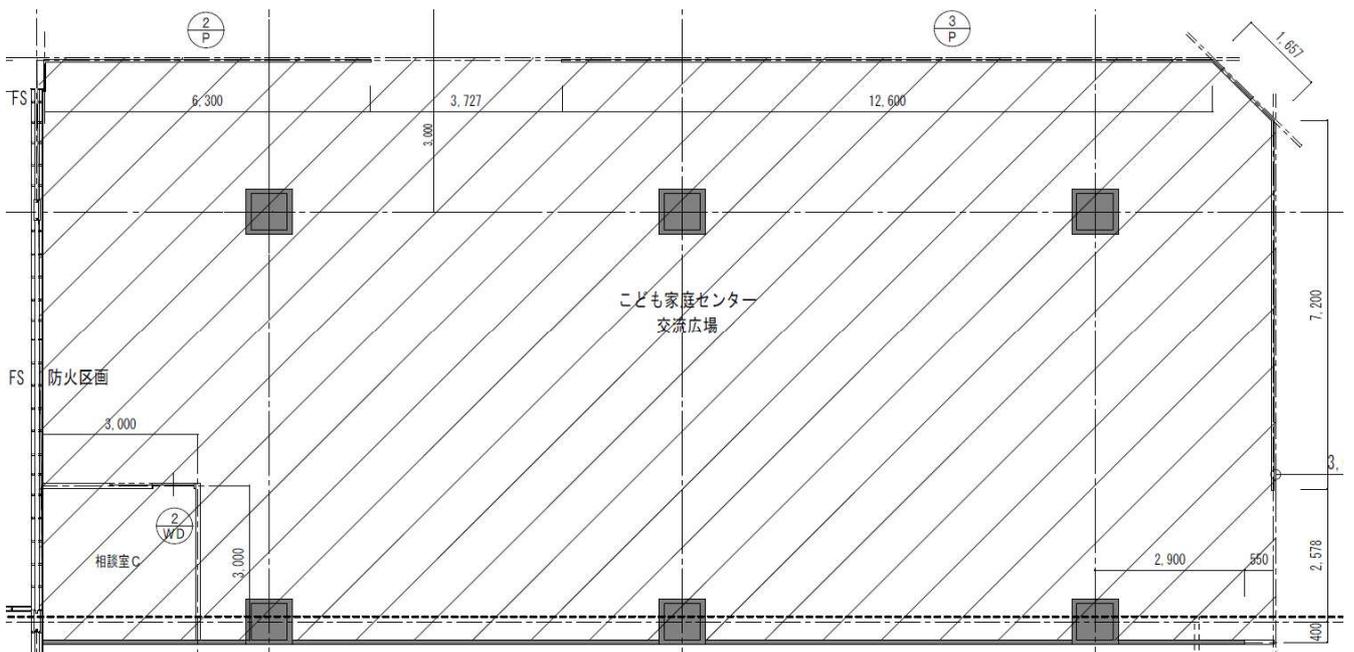
10 業務上の注意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、当市と受託者が協議して決定すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、当市と受託者が協議して決定すること。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

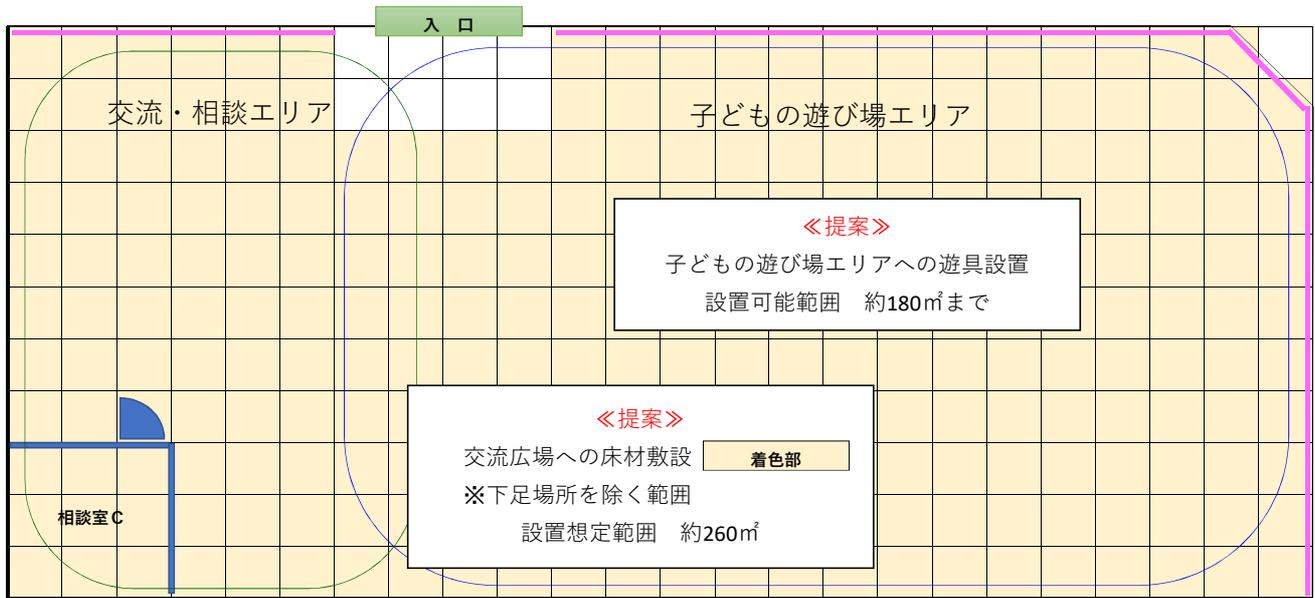
位置図



整備区画平面図



レイアウトイメージ（エリア分け）



補足事項

（仮称）大船渡市こども家庭センター交流広場遊具等設置業務の対象は、次の2点とする。

- ① 子どもの遊び場エリアへの遊具設置
- ② 広場全体（上記着色部）への床材敷設
（入口で靴を脱いで入場する形）

その他、棚・ロッカー、イス・テーブル、内装（周囲の壁紙・意匠）、その他各種機器・備品等の設置は、本業務の対象外とし、大船渡市において別途対応する。

高さ90～100cmの間仕切り又は柵等を別途設置